

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	料金収納課
委 託 業 務 名	大津市企業局料金照会システム保守運用業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	水道、ガス及び下水道の毎月の使用量や料金について、パソコンやスマートフォン等を介して、インターネット環境（WEB上）から使用量及び料金等の照会ができるシステムの保守運用業務を行う。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	5,926,800円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング 〔名 称〕日本電気（株）京都支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>日本電気（株）京都支店は、水道・ガス・下水道の料金や使用量をインターネット上で閲覧できる料金照会システム（以下、「料金照会システム」という。）の開発会社であり、システムの仕様を正確に把握している。</p> <p>当該委託業務事業者以外のものが業務を行う場合は、料金照会システムの仕様を正確に把握した上で業務を開始することが求められる。しかしながら、料金照会システムの仕様を正確に把握できていなければ本業務範囲だけでなく関連するシステム全般が動作しなくなり、料金照会サービスが停止するなど、利用者に甚大な影響を与える可能性がある。</p> <p>このことから、料金照会システム保守運用業務の実施において料金照会システムの開発会社である当該委託業務事業者を選定する。</p>
根 拠 規 定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。